



平成 29 年 9 月 6 日

〔照会先〕

埼玉労働局労働基準部監督課

監督課長 高橋 仁

主任監察監督官 沼澤 由美

電話番号 048-600-6204

労基署への申告件数が 7 年ぶりに増加 ～ 県内労基署の平成 28 年申告処理状況を公表します ～

埼玉労働局（局長 荒木祥一）は、平成 28 年 1 月～12 月に県内の事業場で働く労働者から受け付けた労働基準法等に係る申告^(※1)の処理状況を取りまとめました。全体の申告受付件数は前年からやや増え、7 年ぶりに増加となりました。その概要は以下のとおりです。

《概要》

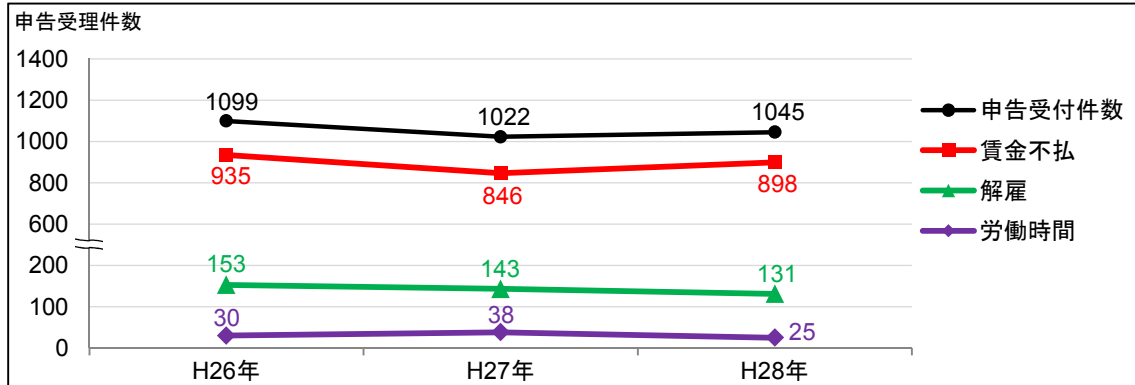
1 申告受付件数

○申告受付件数 1,045 件（前年比 2.3%増）

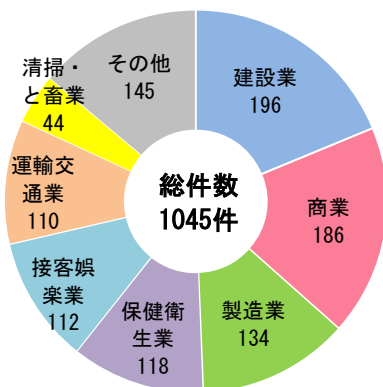
○申告内容^(※2) 賃金不払 898 件（85.9%）

解雇手続 131 件（12.5%）

労働時間 25 件（2.4%）



2 業種別の内訳



3 今後の対応

引き続き、寄せられた相談に丁寧に対応するとともに、申告事案については迅速に調査を行い、労働基準関係法令違反が認められた場合には事業者に対してその是正を指導します。

※1 労働者は、労働基準法第 104 条、労働安全衛生法第 97 条等に基づき、労働基準関係法令に違反する事実がある場合、労働基準監督署に指導を求め申告することができます。なお、申告したことを理由として、労働者に不利益な取扱いをすることは法律で禁止されています。

※2 一つの申告で「賃金不払」「解雇」など複数の申告内容が含まれる場合があるため、「賃金不払」「解雇」などの申告内容の合計と、全体の申告受付件数は一致しません。

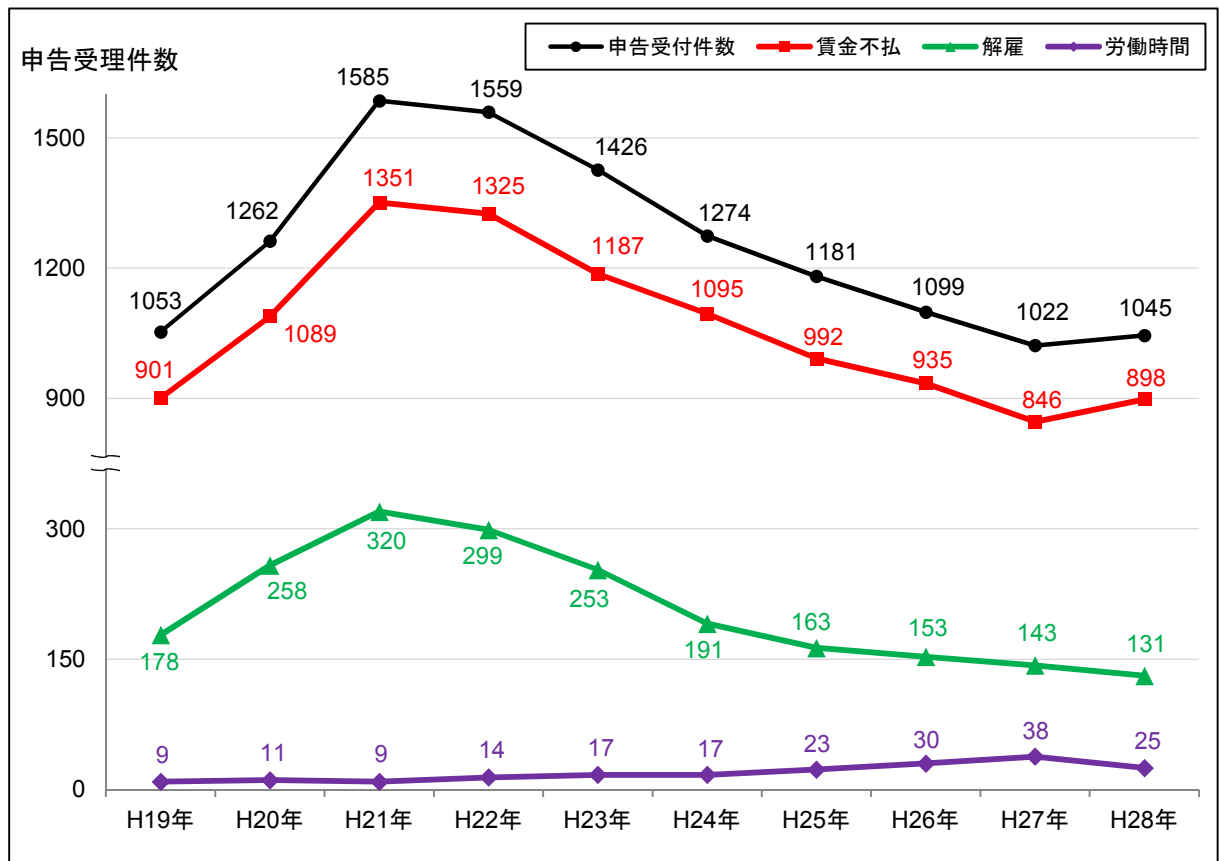
1 申告受付件数の推移

過去10年間の申告受付件数をみると、景気の持ち直しにより賃金不払や解雇の申告が減少したことを受け、平成21年から6年連続で減少していましたが、平成28年は2.3%増加し、7年ぶりの増加となりました。（図1）

増加の要因としては、製造業や保健衛生業における賃金不払の申告が増加したことが挙げられます。

内訳をみると、製造業では経営不振を原因とする不払の申告が、保健衛生業では労使のトラブルを原因とする不払や賃金不払残業（サービス残業）の申告が増加しました。

（図1）過去10年間の申告受付件数の推移（埼玉県内）



※ 代表的な申告例

○賃金不払

- ・ 経営悪化により定期賃金が所定支払日に支払われない
- ・ 急に退職したため、事業主が感情的になって最後の賃金が支払われない
- ・ 時間外手当が一部しか支払われない（サービス残業）

○解雇

- ・ 即時解雇したにもかかわらず、解雇予告手当が支払われない
- ・ 解雇に当たり、30日以上の予告期間を設けていない

○労働時間

- ・ 違法な時間外労働をさせられる
- ・ 休憩時間がとれない

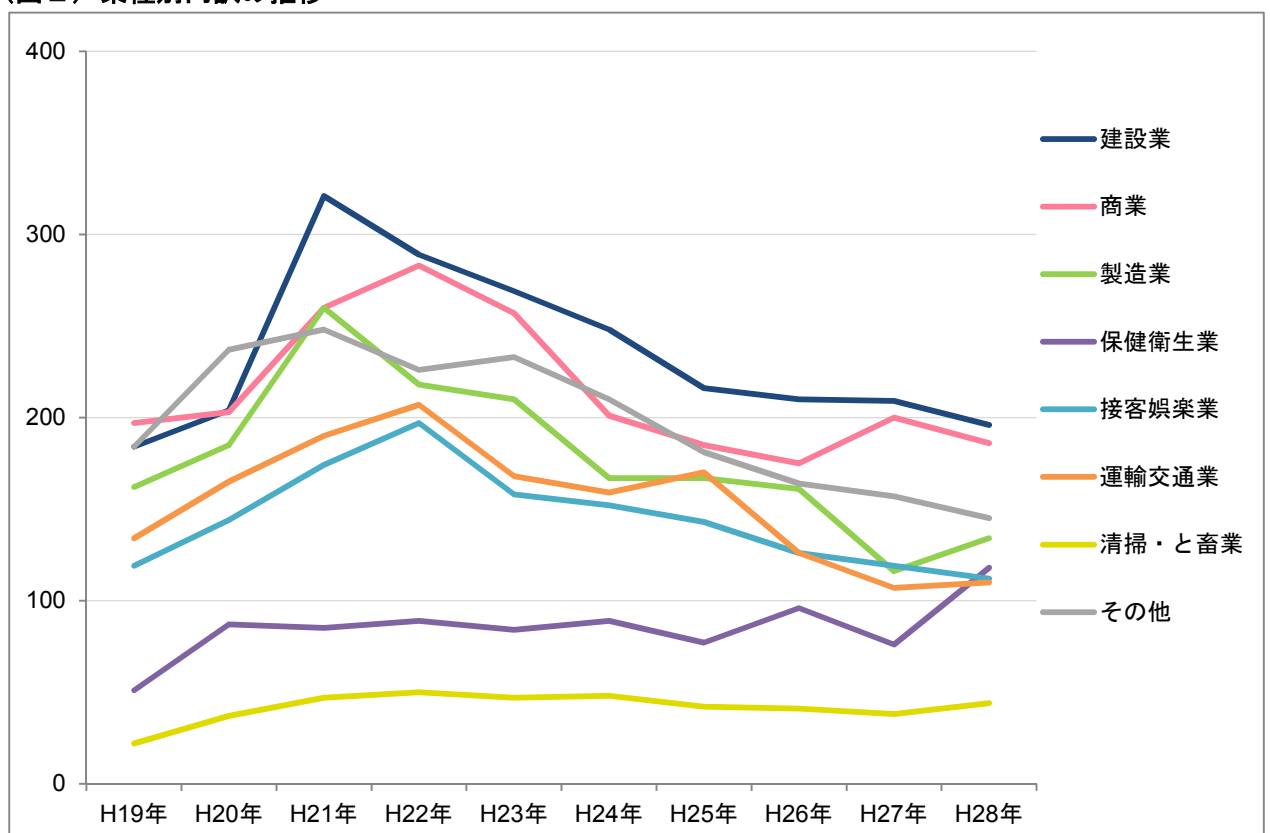
2 申告受付件数の業種別内訳

業種別内訳は、建設業が最も多く、次いで商業、製造業、保健衛生業の順となっていて、保健衛生業の申告受付件数が前年の約1.5倍に増加しました。(表1、図2)

(表1) 申告受付件数の業種別内訳

件数	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
建設業	184	204	321	289	269	248	216	210	209	196
商業	197	203	260	283	257	201	185	175	200	186
製造業	162	185	260	218	210	167	167	161	116	134
保健衛生業	51	87	85	89	84	89	77	96	76	118
接客娯楽業	119	144	174	197	158	152	143	126	119	112
運輸交通業	134	165	190	207	168	159	170	126	107	110
清掃・と畜業	22	37	47	50	47	48	42	41	38	44
その他	184	237	248	226	233	210	181	164	157	145
合計	1053	1262	1585	1559	1426	1274	1181	1099	1022	1045

(図2) 業種別内訳の推移



(表2) 申告による監督指導事例

定期賃金不払	<ul style="list-style-type: none">・ 試用期間中に突然退職した労働者から、退職月の賃金が支払われないとの申告を受けて調査を実施し、感情的になっていた事業主に対して賃金を支払う必要がある旨指導を行った結果、賃金が全額支払われた。(卸売業)・ 学習塾アルバイト講師から、授業前後の準備時間や報告書作成時間の賃金が支払われないとの申告を受けて調査を実施し、労働していたことの実状を確認して指導を行った結果、これらの時間に対する賃金が全額支払われた。(教育研究業)
割増賃金不払	<ul style="list-style-type: none">・ 労働者から、時間外労働をしても 20 時間分しか割増賃金が支払われないとの申告を受けて調査を実施し、労働時間の実態調査を指導したところ、毎日 1.5 時間程度の時間外労働があったことが判明したため、指導を行った結果、不足していた割増賃金が全額支払われた。(卸売業)
解雇手続	<ul style="list-style-type: none">・ 労働者から、上司に意見したことが原因で即時解雇されたが、解雇予告手当の支払がないとの申告を受けて調査を実施し、解雇の意思表示があったことを確認したため指導を行った結果、解雇予告手当が支払われた。(社会福祉施設)
労働時間	<ul style="list-style-type: none">・ 退職した労働者から、在職中に月 50 時間以上の違法な時間外労働を行わされていたとの申告を受けて調査を実施し、違法な時間外労働の実態を確認して指導を行った結果、会社が全労働者の労働時間を定期的にチェックするようになり、1 か月の時間外労働が労使協定で定めた上限の 45 時間以内となった。(小売業)